

中小企業海外展開支援大綱

平成 23 年 6 月 23 日

中小企業海外展開支援会議

I. 大綱策定の目的

我が国中小企業は経済・社会を支える基盤としてその成長・発展を牽引する力であり続け、また、常に時代の先駆けとして積極果敢に挑戦を行い、度重なる難局を乗り越える原動力となってきた。

しかし、日本経済は今、環境・エネルギー制約や少子高齢化などによる構造的な課題を抱え、長期的に規模の大幅な拡大を期待できない状況にある。加えて、本年 3 月 11 日に起こった東日本大震災は、被災地域の生活や産業に大きな被害を残し、原子力発電所の事故も加わり、全国的な経済活動の停滞感をもたらしている。一方、海外に目を転じると、アジアなどの新興国を中心に高い経済成長が続き、今後とも大幅な経済発展が見込まれている。

近年、中小企業の総数が減少し続けている中で、中小企業においては、自ら直接輸出を行っている企業数は長期的傾向として増加してきているが、中小企業の総数に対する比率は、未だ低いレベルとなっている。他方、グローバル化の進展による競争の激化により、海外展開を行うことは中小企業にとっても例外ではなくなった。海外とのビジネスを行う上で、投資による海外展開希望を持つ中小企業も少なからず存在しており、このような企業を含めて海外展開の支援を進めていく必要がある。

東日本大震災の被害から早期に脱却するため、国内経済の立ち直りが急務であることは論を俟たないが、同時に、風評被害なども加わり輸出に陰りが見られる今こそ、これまで以上の努力により、拡大する海外市場を成長の糧として取り込むことが重要である。

したがって、本会議は、各地域・各支援機関の行動計画を踏まえ、中小企業の海外展開に向けた総合的な取組として、ここに大綱を定めることとする。

なお、本大綱及び各地域・各支援機関の行動計画は、中小企業の要請や国内外の情勢の変化に的確に応えるため、適切に見直し・改訂を行うこととする。

II. 中小企業の海外展開を支援する体制の構築

1. 政府及び各機関の広範な連携

中小企業海外展開支援会議の発足により、政府、支援機関、中小企業団体、金融機関など中小企業者や農林水産業者の海外展開支援に寄与しうる関係機関が広く一堂に会し、相互に協力・補完しながら取り組むべき施策を議論する機会が設けられた。今後とも、体制の充実を図るとともに、この場を活用して継続的な議論を行い、中小企業に対する海外展開支援策について提示していく。

2. 地域における各機関の有機的な連携

本会議の開催を受け、地方経済産業局が中心となり、地方の支援機関が参加する協議会が各地域で構築された。具体的には、常日頃中小企業者や農林水産業者に直接的に接し、地域における海外展開への取組の実態や必要な支援の要望に詳しい地域金融機関や地域の行政機関、中小企業団体等の地域の支援機関が参加している。これらの協議会では、今後とも参加機関間の連携を深め、自らが決定した行動計画に従って、相互の協力による支援の拡大等に努めることとする。

3. 海外に及ぶ支援体制の充実

海外経験の乏しい中小企業にとっては、国内のみならず海外における相談・支援体制が整備され、それらが一体的に支援を行うことが極めて有効に働くことから、在外公館をはじめ、ジェットロ等の本会議に参加する支援機関の在外拠点、既に海外進出した日本企業で組織される在外日本人商工会議所等とも連携して、中小企業の海外展開支援に積極的に取り組める体制の構築に努める。

III. 取り組むべき重点課題

本会議では、昨秋の会議発足後からこれまでに市町村等の関係機関（延べ4,300回の訪問）及び約5,000社の中小企業からのヒアリングにより把握したニーズを基に、検討を行ってきた結果、当面、以下の5つの分野において重点的に中小企業の海外展開を支援していくこととする。

1. 情報収集・提供

(1) 中小企業が必要な情報をきめ細かく、分かりやすく提供

中小企業が海外展開を行う上で必要な市場の状況や商慣習、制度等に関する情報を収集分析し、きめ細かく、分かりやすく提供する。

(取組例)

- ① 新規に海外展開の取組について相談・意見交換する企業数の目標を、全国合計で23年度には4,800社とし、25年度末までに15,000社とする。(全地域支援会議)
- ② 海外展開に関わる貿易投資相談を23年度には、48,000件以上対応する。(ジェトロ)
- ③ 中小企業の海外展開に係るセミナー等を23年度は年間700回、25年度末までに2,500回開催する。また、同セミナー等に参加する中小企業数の目標は23年度には年間20,000社、25年度末までに60,000社とする。(全地域支援会議)
- ④ 中小企業が必要な情報や支援策を簡単に抽出できるよう、ガイドブックやハンドブックを作成する。(北海道地域支援会議、ジェトロ、中小機構ほか)
- ⑤ 我が国の食品産業の東アジア地域への投資・事業展開を促進するため、各国の法規制や商慣習などの情報収集・提供、事業展開に向けた技術的な課題の解決等の取組を支援する。(農林水産省)

- ⑥ 海外展開に成功した中小企業の事例を収集するとともに、各支援組織が実施するセミナー等に当該企業の代表者を招請し、今後展開を考える中小企業に対するアドバイスを実施する。(経済産業省)

(2) 組織を超えた支援記録の共有と一貫した支援

支援機関が、具体的に海外展開を目指す中小企業に対して行っている支援内容を相互に共有し、一貫した支援を行う。

(取組例)

- ① 効率的な支援を行うため、中小企業に対する支援措置の記録を共有する。(経済産業局、ジェトロ及び中小機構)
- ② 各支援機関のホームページから関係の支援機関の施策を閲覧しやすいように設定する。(全支援機関)
- ③ 地域金融機関との連携による「海外展開サポートプログラム(仮称)」を展開し、地域中小企業の海外展開を支援する。(広域関東圏中小企業海外展開支援本部)

2. マーケティング

(1) 商品開発やブランド化の支援

中小企業が海外市場を見据えて行う商品開発やブランド化を支援する。また、海外市場の動向、ニーズ、商慣行、基準等の産業事情に知見のある専門家を活用して、現地企業に受け入れられやすい商品開発等を支援する。

(取組例)

- ① 複数の中小企業が連携して、優れた素材や技術等を活かし、海外市場を開拓する「JAPANブランド事業」における支援を実施する。23年度においては82件実施する。(経済産業省)
- ② 海外市場で5分野(農林水産・食品、ファッション・繊維、デザイン・地域伝統産品、コンテンツ、機械・部品)の海外コーディネー

ターと前年度比 1.4 倍となる 50 名と契約を結び、中小企業からの相談対応、地場企業とのマッチングを支援。(ジェトロ)

- ③ 海外企業と成約に至った輸出件数・直接投資件数（見込みを含む）を 23 年度中には 600 件、25 年度末までには 2,000 件とする。(全地域支援会議)
- ④ 食品産業の海外展開に際し、製造技術改良等のための取組を支援する。(農林水産省)

(2) 安全・安心等の信頼性の確保

原子力発電所の事故発生以来、風評被害対策、工業品・食料品等の輸出を支援するため、外国政府等に対し適切な情報提供を行い、科学的根拠に基づく対応を要請するとともに、国内の検査体制の充実や検査支援など風評被害対策及び工業品等の輸出を確実に支援していく。

特に、食分野については、これまでの「安全で高品質」という評価を回復するため、正確な情報発信を行い諸外国による日本産食品輸入規制の緩和を働きかけるとともに、安全性のアピールを重点的に実施する。

(取組例)

- ① 規制措置をとっている国・地域に対し、広く関係当局に働きかけを実施するとともに、海外の主要紙への寄稿や在外公館等のホームページ等インターネットを通じた発信のほか、在京外交団や国内外の産業界への説明会を実施する等情報発信の強化に取り組む。(外務省、農林水産省、経済産業省、ジェトロ等)
- ② ホームページにおいて、諸外国の放射性物質検査等の情報を事業者に対して提供。また、相談窓口を設置し、個別の事業者からの問い合わせに対応する。(農林水産省、経済産業省、ジェトロ、日本貿易保険)

- ③ 輸出品に係る放射性物質検査の検査料補助や検査機関への放射性物質検査機器導入支援、商工会議所による証明サービスの周知をする
とともに、福島県において、放射線測定機器の貸し出しや専門家派遣等の支援を実施。(経済産業省、農林水産省)
- ④ 国別のきめ細やかなマーケティングに基づく日本の農林水産業・食品のPRを行う。国際見本市やバイヤーを招へいした商談会開催支援を行い、これらを通じた日本産の農林水産物・食品の安全性のPRを行う。(農林水産省)

(3) 海外バイヤー等の招へい及び国内展示会への出展

海外有力バイヤー等を招へいすることにより国内で商談機会を提供するとともに、それらバイヤー等が訪れる各種国内展示会への中小企業の出展を支援する。

(取組例)

- ① 海外からバイヤーを招へいするとともに、国内見本市を支援する。
23年度は100名のバイヤーを招へいする。(ジェトロ、中小機構)
- ② アジア各国のベンチャーキャピタルとのネットワーク構築を行うとともに、国内ベンチャー企業等とのマッチングを行う。(経済産業省)

(4) 海外展示会への出展及び海外ミッションの派遣

海外の有力な展示会への出展を支援するとともに、有望な海外市場にミッションを派遣する。その際、十分な準備期間を確保する一方で、中小企業の要望を踏まえて機動的かつ柔軟に対応する。

(取組例)

- ① 海外展示会やミッション派遣での商談会等において海外企業と具体的に商談を行った中小企業数や相談件数を23年度中には2,200社・7,600件、25年度末までには7,500社・25,000件を目標とする。(全地域支援会議)

- ② 23 年度において、50 回以上の海外見本市に参加するとともに、海外市場開拓のためのミッションを 15 回以上派遣し、中小企業に対し、事前準備及び現地での商談会における支援を実施。また、中小企業の要望に応じた見本市やミッションも検討。(ジェトロ)
- ③ 企業の PR 活動の場として、大使・総領事公邸等の在外公館施設やジェトロの施設を活用し、日本企業との共催によるレセプション、商品展示会、セミナー開催等の支援を実施する。(外務省、ジェトロ)
- ④ 中小企業の海外展開支援に関し、全世界で 23 年度は 50,000 件以上の商談を支援するとともに、9,000 件以上の成約を目指す。(ジェトロ)
- ⑤ 震災からの復興を加速化する観点から、被災地域の中小企業に対し海外展開支援の充実を図る。(経済産業省)

(5) インターネットを活用した新規市場開拓支援

中小企業のビジネスリスクを低減する観点から、インターネットを活用した海外企業との商談支援の強化を図るとともに、インターネットを介した国際取引のノウハウ、トラブル回避策等を提供する。

(取組例)

- ① 国内のアンテナショップで取り扱う商品等を、海外のインターネット販売サイトを活用し、日本企業の商品を消費者に直接販売することにより、消費者の反響、ネット販売の課題抽出等の実証を実施。(ジェトロ、中小機構)
- ② 中小企業等によるネクスト・ボリュームゾーンとも言われる BOP (Base of the Economic Pyramid) 層を対象としたビジネス促進のため、関係機関と連携しポータルサイトによる一元的な情報提供及びマッチング支援を行う。(経済産業省)

3. 人材の育成・確保

(1) 海外展開に対応できる人材の育成

中小企業の中で海外バイヤーとの商談や海外投資などの海外展開に的確に対応できる人材を育成するため、セミナーの開催や研修機能の強化を行う。

(取組例)

海外事業管理責任者や海外取引実務者等を対象とした研修を強化するとともに海外実地研修に取り組む。(中小機構)

(2) 海外展開に必要な人材の確保

輸出や投資に必要な知見や有用なネットワーク、技術を有する即戦力として、海外ビジネス専門家(OB人材)や外国人留学生等を活用できるよう支援する。

(取組例)

- ① 日本貿易会等に登録されている海外ビジネスの専門家(OB人材)と中小企業のマッチングを行い、即戦力人材の確保を支援する。(中小機構)
- ② ウェブを活用した留学生採用支援事業(東京商工会議所の求人情報掲示板サイト「就職じゃぱん」)について情報提供する。(日本商工会議所)
- ③ 海外拠点において必要となる製造技術等の指導をするため、専門家派遣を支援する。(経済産業省)

4. 資金調達

(1) 金融面の相談体制の充実

海外展開で重要な課題となる金融面における負担を軽減するため、我が国内外において金融関係の相談窓口を広く設置し、関係機関が連携しつつ、専門的相談を可能とする。

(取組例)

- ① 国内外の営業店・事務所 103 カ所に設置した海外展開サポートデスクを通じた相談対応を年間約 3,000 件実施する。(商工中金)
- ② 本邦金融機関職員が、国内外の事務所においてジェトロ業務に従事する。ジェトロは、23 年度は 25 行より 26 名の職員を受け入れ、その後も随時受け入れる。(金融機関、ジェトロ)
- ③ 金融機関とジェトロ、JBIC が連携して海外情報の提供・相談、現地での資金調達の手法の紹介等を行う。(金融機関、ジェトロ、JBIC)

(2) 資金調達の円滑化

中小企業が海外展開する際の資金調達を支援するため、融資条件の緩和や現地通貨での資金調達を容易にするとともに、リスクに対する保険機能の強化を行う。

(取組例)

- ① 中小企業の更なる円滑な海外展開推進のため、日本政策金融公庫の海外展開資金制度の拡充を検討する。(経済産業省)
- ② 海外の主要銀行と業務提携を行い、ジャパンデスクの設置や現地通貨での資金調達も可能にする。(JBIC、商工中金)
- ③ 発展途上国でインフラや BOP ビジネス等の開発効果の高い民間事業を実施するために、国際協力機構を通じて必要な貸付や出資を実施。(外務省)

5. 貿易投資環境の改善

(1) 海外拠点設立のために必要な情報の提供

多くの中小企業が進出を希望する国・地域の投資環境に関する情報の提供や必要な施設の確保を行う。

- ① 中小企業が進出先として関心を持っている国・地域の都市約 100 カ所の投資コスト（賃金、地価、事務所賃料、通信費、税金、公共料金など）を毎年調査し、ホームページで情報提供する。（ジェトロ）
- ② 地域金融機関が共同で東南アジアにインキュベーション施設の設置を検討。（広域関東圏支援会議）

(2) 海外展開に伴う法務、税務、労務、知財保護、技術流出防止の支援

海外展開に係る税務や労務等に精通した専門家を確保するなど、相談体制を構築する。また、技術流出防止マニュアルを作成する。

（取組例）

- ① 海外において日本企業からの税務、労務、知的財産等の相談に対応するため、海外事務所 30 カ所において、法律事務所、会計事務所と契約。年平均 10,000 件以上の相談に対応し、知的財産権に関わる相談対応を年平均 1,300 件以上実施する。（ジェトロ）
- ② 知財総合支援窓口等の支援機関と連携して、海外知的財産プロデューサーによる知的財産活用等のマネジメント支援の実施や、模倣被害アドバイザーによる外国での産業財産権侵害対策等の相談対応を行う。また、特許等の外国出願助成の拡充を検討する。（経済産業省）
- ③ 在外日本人商工会議所と協力し、今後当該地域に展開を考える中小企業が既進出企業の税務、労務等に関わるノウハウを共有できる体制を構築する。（経済産業省）

(3) 貿易投資の円滑化

貿易投資の円滑化に必要な行政手続きの簡素化、制度の利便性の向上や事業活動に必要な現地政府との関係構築を支援する。

(取組例)

- ① 広域的なEPA等で取り組まれている貿易・投資手続きの簡素化・共通化を行うため、経済連携の推進を、震災や原子力災害によって大きな被害を受けている農業者・漁業者の心情、国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等に配慮しつつ、検討する。(外務省、農林水産省、経済産業省)
- ② 個別企業からの依頼内容に応じて、在外公館やジェトロの海外事務所等で相手国政府への申し入れや、現地要人等との人脈形成支援などを行う。(外務省、ジェトロ)
- ③ 中小企業のニーズを踏まえ、専門家派遣、研修等を通じ、発展途上国における貿易・投資環境整備、政策制度改善に努める。(外務省)
- ④ 中小企業による EPA 利活用を促進するため、アドバイザーによる相談やセミナー開催等を行う。(ジェトロ、日本商工会議所)
- ⑤ 中小企業向けの貿易保険商品の改善を検討するとともに、同貿易保険商品の更なる積極的な普及・PRに努める。(日本貿易保険)
- ⑥ 海外における支援体制の充実のため、まずは、新興国を中心とした10都市のジェトロ事務所が先行的に当該地域の日本人商工会議所等と連携し、現地における中小企業の海外展開支援に積極的に取り組む。(経済産業省、ジェトロ)